

入札説明書

令和 6 年札幌市告示第 4290 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 10 月 21 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市総務局広報部市民の声を聞く課広聴係（電話 011-211-2045）

メールアドレス koe.kiku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

「市民と市長の対話事業」運営等業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市総務局広報部市民の声を聞く課の指定する場所

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」に登録されている者であること。

(3) 過去 2 年間に札幌市又は他の官公庁から、首長が直接参加者と対話するといった類似業務の受託実績があり、本業務の企画運営等を支障なく遂行できる経験・能力を有すること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期

間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合で、当該組合等の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書等の提出方法等

- (1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ場所

上記 2 に同じ

- (2) 契約条項を示す場所

この告示の日から入札書の提出期限の前日まで、札幌市公式ホームページ「総務局広報部一般競争入札等情報」のページ (<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>) に掲載する。

- (3) 入札書等の提出方法

ア 入札書（様式 1）は、持参又は送付により提出すること。電送等によるものは受け付けない。

イ 入札書は封筒に入れ封印し、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『「市民と市長の対話事業」運営等業務の入札書在中』と記載すること。また、送付の場合は二重封筒とし、外封筒にも、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札書在中の旨を記載すること。

ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札参加資格を証する書類として、上記 4-(3)に記載の類似業務受託実績に係る契約書（件名及び署名が判読可能な部分のみで可）及び仕様書の写しを提出すること。

- (4) 入札書等の提出期限

令和 6 年 10 月 28 日（月）12 時 00 分まで（必着）

- (5) 開札の日時及び場所

令和 6 年 10 月 28 日（月）14 時 00 分

札幌市役所本庁舎 1 階 市民の声を聞く課事務室内（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

- (6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問の受付期限

令和 6 年 10 月 22 日（火）17 時 00 分まで質問書（様式 4）にて、電子メールにより提出すること。件名は『「市民と市長の対話事業」運営等業務の入札に関する質問書』とすること。

なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

イ 質問書の送付先

上記 2 に同じ

ウ 回答

回答は、令和 6 年 10 月 24 日（木）17 時 00 分までに、上記(2)に示すホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

- (7) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した

者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(9) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（様式 2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(10) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類等を、入札関係職員の求めがあった場合には、提出しなければならない。電子メールにより提出する場合は、差出人アドレスを「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用のメールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（様式3）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書案のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式問わず）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

以上